

発達障害ナビポータル運用管理規程

(運用管理規程の目的)

第1条 この規程は、発達障害ナビポータル（以下「ポータル」という。）の適正かつ円滑な運用管理を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

(ポータルの目的)

第2条 ポータルは、発達障害児・者本人及び家族向けの情報並びに発達障害児・者に関する教育、医療・保健、福祉、労働の各分野に混在する情報を横断的に整理し、正しく適切な情報を国民に提供することで、発達障害の特性その他の発達障害に関する理解を深めることを目的とする。

(定義)

第3条 この規程において、「発達障害」とは、発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条に定めるものをいう。

(ポータルの統括)

第4条 ポータルの運用は、国立障害者リハビリテーションセンター発達障害情報・支援センター（以下「情報・支援センター」という。）の長及び国立特別支援教育総合研究所発達障害教育推進センター（以下「教育推進センター」という。）の長が統括する。なお、ポータルの運用に当たっては、文部科学省、厚生労働省、情報・支援センター、教育推進センター及び外部有識者で構成するポータル編集委員会（以下「編集委員会」という。）において必要に応じて方針を検討する。

(運用の基本方針)

第5条 ポータルの運用に当たっては、次の各号を基本的な方針として運用する。

- 一 発達障害に関する信頼のおける情報の迅速かつ積極的な発信に努めること。
- 二 個人情報の保護及び関連法令を遵守すること。
- 三 情報セキュリティの確保、WEBアクセシビリティ等の確保に努めること。
- 四 コンテンツの掲載に当たっては、別に定める「発達障害ナビポータルのコンテンツ掲載ガイドライン」に即して掲載すること。

(ポータルの管理)

第6条 ポータルの管理は、情報・支援センターが行う。

(運用管理規程の見直し)

第7条 本規程については、必要に応じて編集委員会で見直しを行う。

附 則

(適用期日)

本規程は、令和3年9月30日から適用する。